

平成28年度廿日市市公共交通協議会事業計画（案）

1. 「廿日市市地域公共交通再編実施計画」の策定

廿日市市地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）に定めた地域公共交通再編事業の詳細な内容について、あらかじめ、特定旅客運送事業者等の全ての同意を得たうえで、地域や交通事業者並びに関係機関との連携を図りながら、廿日市市公共交通協議会において策定する。

【形成計画に定めた地域公共交通再編事業】

- (1) 地域間幹線の再構築（吉和方面）
- (2) 支線の再構築（原・川末、玖島、宮園・四季が丘及び阿品台の各方面）
- (3) 交通結節点や乗継拠点等の機能向上
- (4) 市自主運行バスへのICカードの整備
- (5) ICカード等による乗継割引の拡大
- (6) わかりやすい情報提供の充実（バス接近案内モニタの整備等）
- (7) 車両や施設のバリアフリー化の推進

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抜粋）

（地域公共交通再編事業の実施）

第二十七条の二 地域公共交通網形成計画において、地域公共交通再編事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通網形成計画に即して地域公共交通再編事業を実施するための計画（以下「地域公共交通再編実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該地域公共交通再編事業を実施し又はその実施を促進するものとする。

2 地域公共交通再編実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域公共交通再編事業を実施する区域
 - 二 地域公共交通再編事業の内容及び実施主体（次号に掲げるものを除く。）
 - 三 地方公共団体による支援の内容
 - 四 地域公共交通再編事業の実施予定期間
 - 五 地域公共交通再編事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 六 地域公共交通再編事業の効果
 - 七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通再編事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項
- 3 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、特定旅客運送事業者等（その全部又は一部の区間又は区域が当該地域公共交通再編事業を実施する区域内に存する路線若しくは航路又は営業区域に係る特定旅客運送事業を営む全ての者及びその全部又は一部の者に代わって当該特定旅客運送事業に係る路線若しくは航路又は営業区域において旅客運送事業を営もうとする者その他の国土交通省令で定める者をいう。次項において同じ。）の全ての同意を得なければならない。

4 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する公共交通事業者等（特定旅客運送事業者等である者を除く。）、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

5 地方公共団体は、地域公共交通再編実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、地域公共交通再編実施計画の変更について準用する。

2. 形成計画に位置づけた事業の取組

地域公共交通再編事業及びそれ以外の形成計画に位置づけた事業について、事業着手や実施に向けて取り組む。

対象事業	取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・支線の再構築 再編 ・市自主運行バスへのICカードの整備 再編 ・ICカード等による乗継割引の拡大 再編 	事前調整 (地域、交通事業者、関係機関)
<ul style="list-style-type: none"> ・地域主体による移動手段確保の取組へのサポート制度の構築 ・運転免許返納者等に対する運賃割引制度等の導入 	制度内容・仕組みの検討
<ul style="list-style-type: none"> ・車両や施設のバリアフリー化の推進 再編 ・沿線との連携による利用促進 	適宜実施

3. その他継続事業の取組

引き続き取り組む事業は次のとおり

- (1) 廿日市さくらバス、おおのハートバスの実証運行
- (2) 佐伯地域のデマンド交通、佐伯自主運行バスの運行改善
- (3) 吉和地域のデマンド交通の運行改善
- (4) 宮島地域の乗合タクシー（メイプルライナー）のダイヤ調整等
- (5) イベント等における生活交通のPR実施（はつかいち桜まつりヘブース設置など）

4. スケジュール

実施項目	平成28年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公共交通協議会 (書面審議を除く)	①			②			③			④		
再編実施計画の策定 (業務委託契約の締結)	形成計画の地域、交通事業者、関係機関との協議・調整											計画 とりまとめ
形成計画に位置づけた事業	地域公共交通再編事業の実施に向けた取組（地域、交通事業者等との事前調整） 地域の取組へのサポート制度、免許返納者等に対する割引制度について 制度内容や仕組みの検討											
その他継続事業 廿日市さくらバス、おおのハートバス実証運行 デマンド交通等の運行改善、適宜見直し メイプルライナーのダイヤ調整等 ● 4/3 はつかいち桜まつり（生活交通PR）											

平成28年度廿日市市公共交通協議会予算(案)

【歳入】

(単位:千円)

款	項	目	予算額	備考
負担金	負担金	負担金	7,300	廿日市市負担金
諸収入	諸収入	雑入	1	預金利息
計			7,301	

【歳出】

(単位:千円)

款	項	目	予算額	備考
運営費	事務費	事務費	3	振込手数料等
事業費	事業費	事業費	7,298	再編実施計画策定業務委託費
計			7,301	